

かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)事業(案)

参考資料1

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
1	本掲	—	—	—	1	1	①	1	福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター	議会における女性参画への理解促進	政治分野における女性の参画を促進するため、「見える化」等により、地方議会における女性参画の意義について理解を促進する。	一部新
2	本掲	—	—	—	1	1	①	3	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性の政策立案能力の向上等を支援する講座を実施する。	継続
3	本掲	9	—	—	1	1	①	4	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	社会参画状況調査	当センターで実施した、社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」(平成26年度まで「江の島塾」)の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。	継続
4	本掲	23	—	—	1	1	①	6	総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、管理職に占める女性の割合の目標値を令和7年度を目途に25%にしている。「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」を踏まえ、能力等に応じた登用、中間層の育成(女性の人材プールの形成)に取り組む。また、女性幹部職員等のロールモデルの紹介、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会」の開催などにより、職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図る。	一部新
5	本掲	—	—	—	1	1	①	7	政策局	市町村課	性別によらない職員交流の実施	女性の職域を拡大し、人材育成を図るため、市町村と協力しながら性別によらない交流職員の選定を図ることにより、市町村との職員交流を実施する。	継続
6	本掲	—	—	—	1	1	①	5	総務局	人事課	県職員の育児休業復業者支援研修	出産・育児というキャリアの大きな節目にある職員が、自らのキャリアプランについて考え、県職員として復業後に前向きにキャリアを歩むための気づきの機会とする。	継続
7	本掲	—	—	—	1	1	①	2	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	審議会等委員への女性の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員を男女の均衡がとれた構成とすることを旨とし、「第10次審議会等の女性委員の登用計画」に基づき、審議会等委員への女性の登用を推進する。	継続
8	本掲	—	—	—	1	1	②	9	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	女性管理職人材の育成のため、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶ講座を実施するほか、女性を部下に持つ男性管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」について学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得する講座を実施する。	継続
9	—	—	再掲	3	1	1	②	11	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	社会参画状況調査	当センターで実施した、社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」(平成26年度まで「江の島塾」)の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。	継続
10	—	—	再掲	11	1	1	②	12	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的で、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、企業等のトップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	一部新
11	本掲	10 55 163 208	—	—	1	2	①	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的で、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、企業等のトップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	一部新

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
12	本掲	—	—	—	1	2	①	15	産業労働局	雇用労政課	神奈川なでしこブランド事業	神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」「なでしこの種」として認定する事業を実施する。	継続
13	本掲	40	—	—	1	2	①	—	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性のための初期キャリア形成支援セミナー	総就業年数3～5年程度の女性を対象に、自らが望む形での就業継続やキャリアアップに繋げるためのセミナーを実施することで、自身のキャリアプランを考える機会を提供し、初期キャリアの形成を支援します。	新規
14	本掲	67	—	—	1	2	①	13	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性活躍推進法による認定取得業者への加点	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。	継続
15	本掲	—	—	—	1	2	①	16	教育局	県立図書館	生涯学習情報の提供	県をはじめ、市町村や生涯学習関係機関・団体の協働による、県立図書館を拠点としたネットワークにより生涯学習情報を提供し、県民の生涯を通じた主体的な学習活動を支援する。	継続
16	—	—	再掲	204	1	2	①	17	政策局	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	継続
17	本掲	—	—	—	1	2	②	18	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供	女性の進出が少ない理工系の分野において、本人の適性と意欲を生かした広い可能性の中で進路選択ができるよう、ホームページ等での情報提供を行う。	継続
18	本掲	—	—	—	1	2	②	19	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	理工系キャリア支援講座	女子中学生、高校生の理工系志望(理工系進学・就労、研究職技術職進学・就労)を促進・支援するとともに、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するために、企業等及びNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから女性研究者・技術者を講師として学校に派遣する出前講座を実施し、特に理工系のキャリア形成に関する意識啓発や将来の技術者等の育成につなげる。	継続
19	本掲	41	—	—	1	2	②	—	産労局	産業人材課	IT人材の育成強化	産業振興のために求められる専門人材やデジタル技術を活用できる人材等の戦略的な育成を図る。	新規
20	本掲	—	—	—	1	2	②	—	環境農政局	環境計画課	環境分野における男女共同参画の推進	環境・エネルギー等に関して、県内の企業、NPO法人などの方を講師として小学校、中学校等に派遣し、体験型授業を行うなど、多様な主体と協働・連携して将来の環境の保全・創造を担う人材を育成する。	新規
21	—	—	再掲	173	1	2	②	20	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるように、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	継続
22	—	—	再掲	169	1	2	②	21	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画教育の推進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校に配布する。	継続
23	—	—	再掲	4	1	2	②	23	総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、管理職に占める女性の割合の目標値を令和7年度を目途に25%にするとしている。「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」を踏まえ、能力等に応じた登用、中間層の育成(女性の人材プールの形成)に取り組む。また、女性幹部職員等のロールモデルの紹介、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議の開催などにより、職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図る。	一部新

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
24	—	—	再掲	155	1	2	②	24	くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	消防団加入促進リーフレットの作成及び消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	継続
25	—	—	再掲	156	1	2	②	25	くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	継続
26	—	—	再掲	157	1	2	②	26	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティア支援人材の養成	災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材(女性を含む)を育成する取組みを進める。	継続
27	本掲	—	—	—	1	2	③	27	環境農政局	①農政課 ②農地課	地域農業に関する方針等への女性の参画促進	農業委員及び農業協同組合の役員等への女性の登用を促進する。	継続
28	本掲	—	—	—	1	2	③	28	環境農政局	農業振興課	女性の農業進出促進支援	女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるため、女性農業者の経営発展に資する研修を実施し、女性の新規就農及び経営参画を促進する。また、女性のアイデアを活かした新商品開発等に必要な経費に対して補助する。	継続
29	本掲	—	—	—	1	2	③	30	産業労働局	中小企業支援課	商工業に携わる女性の活動への支援	商工業に携わる女性の資質の向上や、地域の振興発展を図るために、県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会が行う各種研修会などの広域的な取組みに対して助成することにより、商工業に携わる女性の自主的な事業活動を支援する。	継続
30	本掲	68	—	—	1	3	①	37	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	「男性の家事・育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性の家事・育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が連携した取組を通して、男性の家事・育児が十分なレベルで当たり前となる社会環境の形成を推進する。	一部新
31	本掲	69	—	—	1	3	①	—	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業等の経営層に向けた意識改革・行動改革セミナー	企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義や重要性を伝えるとともに、社員の効率的な働き方を促進する業務改善方法などのセミナーを実施し、男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を推進する。	新規
32	本掲	70	—	—	1	3	①	38	福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。	継続
33	本掲	—	—	—	2	1	①	41	産業労働局	雇用労政課	女性就業支援事業	就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施する。	継続
34	本掲	64	—	—	2	1	①	42	産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	継続
35	本掲	—	—	—	2	1	①	44	産業労働局	産業人材課	多様な能力開発の実施	各県立総合職業技術校及び産業技術短期大学校において、新たに職業に就く者等を対象とした、普通課程の普通職業訓練、専門課程の高度職業訓練、離転職者又は在职者を対象とした短期課程の普通職業訓練、専門短期課程の高度職業訓練を実施する。また、女性のライフスタイルに合わせた多様な求職ニーズに応えるため、民間教育訓練機関等の専門性を生かした訓練を実施する。 例えば、産業構造のサービス経済化や技術革新の進展を見据え、デジタル分野の職業訓練を実施する他、人手不足となっている介護分野や、本県の産業を支えるものづくり分野の職業訓練を実施する。	継続
36	本掲	151	—	—	2	1	①	—	産業労働局	産業人材課	職業人生の長期化・多様化を見据えたキャリア形成支援	職業人生の長期化、多様化を見据えた労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングを推進するとともにジョブ・カードを活用する。あわせて、在职者訓練等を活用して、労働者の職業能力開発のために学ぶ直しを支援する。	新規

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
37	本掲	—	—	—	2	1	①	62	産業労働局	雇用労政課	若者の就職 支援	正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用 となっている若者や、現在無職の若者等を対 象に、就業を支援する。	継続
38	本掲	—	—	—	2	1	①		福祉子どもみらい局	青少年課	かながわ若 者サポートス テーション事 業	地域若者サポートステーションを設置・運営す ることにより、ニート等の若者の職業的自立に 向け各人の置かれた状況に応じて個別・継続 的に包括的な支援を行う。	新規
39	本掲	104 153	—	—	2	1	①	63	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者 の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を 対象に、多様な働き方の支援を実施する。	継続
40	—	—	再掲	13	2	1	①	—	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	女性のた めの初期キャ リア形成支援 セミナー	総就業年数3～5年程度の女性を対象に、自 身のキャリアプランを考える機会を提供するセ ミナーを実施することで、初期キャリアの形成 を支援し、女性が自らが望む形で就業を継続 し、キャリアアップすることのできる環境づくりに つなげる。	新規
41	—	—	再掲	19	2	1	①	—	産労局	産業人材課	IT人材の育 成強化	産業振興のために求められる専門人材やデ ジタル技術を活用できる人材等の戦略的な 育成を図る。	新規
42	—	—	再掲	88	2	1	①	45	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家 庭等への就業 支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの 開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、 職業能力開発講座を受講するひとり親等に対 し、受講料の一部支給や受講中の生活費の 助成等を実施する。	継続
43	—	—	再掲	105	2	1	①	46	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい者の 就労移行支 援・就労継 続支援	生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向 けた知識・能力の向上のための訓練等を行う 就労移行支援事業と、福祉的就労として生産 活動の機会の提供やその他就労に必要な知 識・能力向上のための訓練等を行う就労継続 支援事業の利用を支援する。 ・就労移行支援に対する負担 ・就労継続支援に対する負担	継続
44	—	—	再掲	106	2	1	①	47	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者就業・ 生活支援セ ンター事業	職場不適応により離職した者や離職のおそれ がある在職者など、就職や職場への定着が困 難な障がい者及び就業経験のない障がい者 に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会 生活上の支援を行うことにより、障がい者の職 業生活における自立を図る。	継続
45	—	—	再掲	107	2	1	①	52	産業労働局	①雇用労政 課 ②産業人材 課	障がい者の 雇用促進施 策	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進する ための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	継続
46	—	—	再掲	116	2	1	①	49	産業労働局	雇用労政課	外国人労働 相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支 所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談 を実施する。	継続
47	—	—	再掲	120	2	1	①	48	福祉子どもみらい局	生活援護課	生活困窮者 自立支援事 業	全県を対象とした生活困窮者自立支援制度 の周知や相談支援員の資質の向上等に取り 組む。 生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村 在住の生活上の困難に直面している者に対 し、地域において自立した生活ができるよう自 立相談支援を実施する。	継続
48	本掲	—	—	—	2	1	④	58	産業労働局	雇用労政課	雇用の場 におけるセク シュアル・ハ ラスメント防 止対策	職場における差別やセクシュアル・ハラスメント を含む様々な労働問題の解決を図るため、か ながわ労働センター及び同支所において、職 員や弁護士などにより労働相談を実施する。	継続
49	本掲	—	—	—	2	1	④	59	産業労働局	雇用労政課	マタハラ・パ タハラ対策事 業	マタニティハラスメント、パタニティハラスメント などにより、働きづらくなることのないよう、職 場環境整備の推進や、風土の醸成を図る。	継続
50	本掲	—	—	—	2	1	④	55	①②総務局 ③④教育局	①人事課 ②職員厚生 課 ③教育局総 務室 ④厚生課	県職員のセク シュアル・ハ ラスメント防 止対策	セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりの ために、必要な対策を行う。	継続

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
51	本掲	215	—	—	2	1	④	53	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業の男女共同参画の取組みの促進(条例届出)	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組みを促進する。	継続
52	—	—	再掲	162	2	1	④	54	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	市町村や企業等において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることに資することを目的とした研修に使用できる教材を提供する。	継続
53	本掲	—	—	—	2	1	④	56	産業労働局	雇用労政課	パートタイム労働者等の雇用管理改善の促進	厳しい労働環境に置かれているパートタイマーをはじめとする非正規労働者の労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、パートタイム等労働法の普及啓発を行う。	継続
54	本掲	—	—	—	2	1	④	57	産業労働局	雇用労政課	高校生等へのワークルール等の普及啓発の実施	高校生等の若い世代を対象に、労働・雇用に関するきまり(ワークルール)や、働くことの意味や社会人としてのマナーなどに関する理解を促進するため、普及啓発を行う。	継続
55	—	—	再掲	11	2	1	④	60	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的で、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、企業等のトップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	一部新
56	本掲	65	—	—	2	2	①	61 67 68 69	産業労働局	雇用労政課	かながわ働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスの普及啓発に取り組む。	変更
57	本掲	66	—	—	2	2	①	70	産業労働局	雇用労政課	働き方改革促進事業(仮)	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進に取り組む中小企業等を支援する。	一部新
58	本掲	71	—	—	2	2	①	65	①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休業制度等の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休業・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	継続
59	本掲	72	—	—	2	2	①	64	総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	継続
60	本掲	73	—	—	2	2	①	66	総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	すべての職員にとって「働きやすさ」「働きがい」を実感できる職場環境をつくることにより、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、ワーク・ライフ・バランスの実現と、質の高い県民サービスの提供を目指す。	継続
61	本掲	—	—	—	2	2	②	71	①総務局 ②福祉子どもみらい局	①人事課 ②共生推進本部室	イクボスの推進	私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組みを推進する。	継続
62	本掲	209	—	—	2	2	②	72	教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配布するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報	継続
63	本掲	—	—	—	2	2	②	198	福祉子どもみらい局	次世代育成課	県条例による企業の子育て支援の促進	・県条例に基づき、子育て支援の取組みを進める企業の認証制度に取り組む。 ・子ども・子育て支援の取組みを進める事業者を「かながわ子育て応援団」として認証し、認証事業者に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。	変更 (位置づけを重点目標4⇒重点目標2に変更)
64	—	—	再掲	34	2	2	②	80	産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	継続

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
65	—	—	再掲	56	2	2	②	82	産業労働局	雇用労政課	かながわ働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスの普及啓発に取り組む。	変更
66	—	—	再掲	57	2	2	②	84	産業労働局	雇用労政課	働き方改革促進事業(仮)	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進に取り組む中小企業等を支援する。	一部新
67	—	—	再掲	14	2	2	②	73	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性活躍推進法による認定取得業者への加点	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。	継続
68	—	—	再掲	30	2	2	②	74	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	「男性の家事・育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性の家事・育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が連携した取組を通して、男性の家事・育児が十分なレベルで当たり前となる社会環境の形成を推進する。	一部新
69	—	—	再掲	31	2	2	②	—	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業等の経営層に向けた意識改革・行動改革セミナー	企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義や重要性を伝えるとともに、社員の効率的な働き方を促進する業務改善方法などのセミナーを実施し、男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を促進する。	新規
70	—	—	再掲	32	2	2	②	78	福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。	継続
71	—	—	再掲	58	2	2	②	76	①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図るようするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	継続
72	—	—	再掲	59	2	2	②	75	総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	継続
73	—	—	再掲	60	2	2	②	77	総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	すべての職員にとって「働きやすさ」「働きがい」を実感できる職場環境をつくることにより、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、ワーク・ライフ・バランスの実現と、質の高い県民サービスの提供を目指す。	継続
74	本掲	—	—	—	3	1	①②	85	福祉子どもみらい局	共生推進本部室(DVライン)	配偶者等からの暴力総合対策の推進	配偶者暴力防止法に基づき策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」を着実に推進するとともに、配偶者等からの暴力被害者を迅速、適切に支援するため、市町村における取組みへの支援、配偶者暴力相談支援センターにおける相談・一時保護体制の充実強化、被害者の自立支援拠点体制の整備等を行う。	継続
75	本掲	—	—	—	3	1	③	88	くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援の提供	警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供する。	継続
76	本掲	—	—	—	3	1	③	89	くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成を実施する。	継続
77	本掲	—	—	—	3	1	③	90	くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への理解の促進	犯罪被害者等への理解を促進する講座等を通じて、犯罪被害者等についての理解の促進を図る。	継続
78	本掲	—	—	—	3	1	③	93	警察本部	警務課	犯罪被害者等への支援	殺人、強盗、強制性交等の身体犯事件や死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等に対して、事件事故発生の初期段階より、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動を実施する。	継続

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
79	本掲	—	—	—	3	1	③	94	警察本部	警務課	関係機関・団体との連携による犯罪被害者等への支援の充実	犯罪被害者を総合的に支援するため、神奈川県、特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターと連携して「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営している。また、関係機関・団体との緊密な連携により、効果的な支援活動を推進するため、警察本部において神奈川県被害者支援連絡協議会を構築している。	継続
80	本掲	—	—	—	3	1	③	97	警察本部	各種相談窓口 (捜査第一課、暴力団対策課、少年育成課、生活経済課、交通総務課、鉄道警察隊)	犯罪被害者等からの相談の実施	少年相談・保護センター、ユーステレホンコーナー、子ども安全110番、悪質商法110番、電車内痴漢等迷惑行為相談所、性犯罪110番、暴力団からの不当要求拒絶コール、交通相談センター等の各相談窓口を設置し、犯罪被害者からの相談に応じる。	継続
81	本掲	—	—	—	3	1	③	96	警察本部	各種相談窓口 (警務課)	県警広報啓発活動の推進	被害相談窓口を広く県民に知らせるため、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、県の広報紙等による広報活動を行う。 ・被害相談窓口広報用のポスターを警察署、交番、駅等に掲示 ・被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施	継続
82	本掲	—	—	—	3	1	③	91	くらし安全防災局	くらし安全交通課	性犯罪・性暴力の被害者への相談体制の充実	性犯罪・性暴力の被害者等に対し、適切な時に適切な支援をワンストップで受けられるよう、かならいん(かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター)における24時間365日対応の電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い、証拠採取等支援(令和4年10月開始予定)支援などを行う。	継続
83	本掲	—	—	—	3	1	③	95	警察本部	捜査第一課	性犯罪対策	性犯罪捜査において、女性警察官を積極的に活用するとともに、被害者等の心情に配慮した対応を行う。	継続
84	本掲	—	—	—	3	1	③	92	①くらし安全防災局 ②③福祉子どもみらい局 ④⑤警察本部	①くらし安全交通課 ②共生推進本部室(DVライン) ③青少年課 ④少年育成課(JKビジネス) ⑤生活保安課(AV出演強要)	いわゆるアダルトビデオ出演強要被害問題・「JKビジネス」問題等対策	いわゆるアダルトビデオ出演強要被害問題・「JKビジネス」問題等に関する取組	継続
85	本掲	—	—	—	3	1	③	87	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童に対する性的虐待防止対策の推進	児童に対する性的虐待防止対策を推進する。	継続
86	本掲	—	—	—	3	1	③	86	福祉子どもみらい局	①共生推進本部室(DVライン) ②女性相談所	人身取引(トラフィッキング)被害者への支援対策の推進	人身取引被害者への支援対策を推進する。	継続
87	—	—	再掲	122	3	1	③	98	福祉子どもみらい局	①③共生推進本部室(DVライン) ②女性相談所	女性保護事業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。	継続
88	本掲	42	—	—	3	2	①	99	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	継続
89	本掲	—	—	—	3	2	①	100	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への経済的支援の充実	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の母、父子家庭の父、児童又は寡婦に対し、福祉資金の貸付や医療費の助成を行う。	継続

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
90	本掲	—	—	—	3	2	①	—	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への養育費確保支援の充実	ひとり親家庭の継続した養育費確保に向け、元調停員による養育費相談支援を行うとともに、養育費に係る公正証書等の作成費用の助成を行う。	新規
91	本掲	—	—	—	3	2	①	101	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援策の周知	ひとり親家庭を対象とした各種支援策を周知するため、ひとり親家庭へ配布するリーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」を作成する。	継続
92	本掲	—	—	—	3	2	①	102	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援情報の提供	ひとり親家庭を対象とした総合的な支援情報を提供するポータルサイト「カナ・カモミール」を運営する。	継続
93	本掲	—	—	—	3	2	①	103	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭SNS相談事業の実施	ひとり親家庭SNS相談を実施する。	継続
94	本掲	—	—	—	3	2	①	104	県土整備局	公共住宅課	母子・父子世帯の県営住宅入居における優遇	特に住宅に困窮する母子・父子世帯が、より多く県営住宅へ入居できるよう、20歳未満の子のいる母子・父子世帯が一般世帯向け住宅を申し込んだ場合、抽選時に当選率を優遇する。	継続
95	本掲	114	—	—	3	2	②	105	福祉子どもみらい局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	県社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用のための支援に係る費用の一部を補助する。	継続
96	本掲	—	—	—	3	2	②	106	福祉子どもみらい局	地域福祉課	カラーバリアフリー推進事業	事業者等に対してカラーバリアフリーに関する普及啓発を図るとともに、色覚障がい当事者による相談窓口の設置やアドバイザーを派遣し、公共的施設の案内板等の色使いに助言をする。	継続
97	本掲	113	—	—	3	2	②	107	福祉子どもみらい局	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり条例推進体制整備事業	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組みを協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。	継続
98	本掲	—	—	—	3	2	②	108	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域ケア体制の充実	地域包括ケアシステムの中核機関として地域包括支援センターの設置・運営を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、NPO・ボランティア等と協働を進めるなど地域での支え合いを推進し、地域ケア体制を充実する。	継続
99	本掲	—	—	—	3	2	②	109	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業の推進	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業を支援する。 ○権利擁護業務(包括的支援事業)・成年後見制度の活用促進・老人福祉施設等への措置の支援・高齢者虐待への対応 ○任意事業・成年後見制度利用支援事業・地域自立生活支援事業	継続
100	本掲	—	—	—	3	2	②	111	県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、高齢者に配慮した住宅への改良を進める。	継続
101	本掲	—	—	—	3	2	②	112	県土整備局	住宅計画課	高齢者に対する居住支援の推進	・賃貸住宅の家主から、民間賃貸住宅への入居を拒まれることが多い高齢者等の住宅確保要配慮者(以下、「要配慮者」という。)の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供する。 ・要配慮者の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、団体及び市町村職員に居住支援に必要な知識を習得する機会を提供し、居住支援活動をとりまく周辺環境を整えることにより、要配慮者の居住の安定確保を促進する。	継続
102	本掲	—	—	—	3	2	②	113	県土整備局	公共住宅課	県営住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	高齢者等に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	継続
103	本掲	—	—	—	3	2	②	114	県土整備局	公共住宅課	高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取り組み	県営住宅を活用して多世代が居住し、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生する。	継続



No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
104	—	—	再掲	39	3	2	②	110	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	継続
105	本掲	43	—	—	3	2	③	117	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい者の就労移行支援・就労継続支援	生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知識・能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援事業と、福祉的就労として生産活動の機会の提供やその他就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の利用を支援する。 ・就労移行支援に対する負担 ・就労継続支援に対する負担	継続
106	本掲	44	—	—	3	2	③	118	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業	職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。	継続
107	本掲	45	—	—	3	2	③	122	産業労働局	①雇用労政課 ②産業人材課	障がい者の雇用促進施策	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	継続
108	本掲	—	—	—	3	2	③	119	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい児者の相談支援の充実	障がい児者の自立した生活や課題の解決に向けた適切なサービス利用を図るため、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うサービス等利用計画の作成や、その後のモニタリング(必要な見直しなど)を支援する。	継続
109	本掲	—	—	—	3	2	③	120	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい児者の居宅生活支援の充実	障がい児者が地域で安心して暮らせるよう、必要な障害福祉サービスの利用を支援する。 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等 ・短期入所(ショートステイサービス)	継続
110	本掲	—	—	—	3	2	③	121	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者地域活動支援センターに対する支援	地域で生活する障がい者にとって、最も身近な活動拠点となる地域活動支援センターに対し、その機能をより積極的に果たせるようにするため、市町村を通じて補助する。	継続
111	本掲	—	—	—	3	2	③	123	県土整備局	公共住宅課	県営住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	障がい者に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	継続
112	本掲	—	—	—	3	2	③	124	県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、障がい者に配慮した住宅への改良を進める。	継続
113	—	—	再掲	97	3	2	③	115	福祉子どもみらい局	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり条例推進体制整備事業	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組みを協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。	継続
114	—	—	再掲	95	3	2	③	116	福祉子どもみらい局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	県社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用のための支援に係る費用の一部を補助する。	継続
115	本掲	—	—	—	3	2	④	127-1	国際文化観光局	国際課	外国籍県民相談の実施	外国籍県民の生活を支援するため、相談・助言、情報提供を行う。	継続
116	本掲	46	—	—	3	2	④	128	産業労働局	雇用労政課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	継続
117	本掲	—	—	—	3	2	④	125	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	多言語によるDV相談等の実施	民間団体と連携し、配偶者暴力相談支援センターで8言語によるDV相談を実施するとともに、8言語のリーフレットを作成し相談窓口やDVについての情報提供を行う。	継続
118	本掲	—	—	—	3	2	④	126	国際文化観光局	国際課	多言語情報の提供	言葉による情報獲得の障壁をなくすため、外国籍県民にとって、必要な行政情報を多言語や、やさしい日本語で、情報紙やインターネットなどにより提供する。 ・外国籍県民のための多言語情報紙の発行 ・ホームページによる多言語情報の提供	継続

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
119	本掲	—	—	—	3	2	④	127-2	国際文化観光局	国際課	外国籍県民 情報支援の 実施	外国籍県民の生活を支援するため、多言語支 援センターを開設運営し、各種事業を実施す る。また、災害時等において緊急情報を多言 語化して発信する。	継続
120	本掲	47	—	—	3	2	⑤	131	福祉子どもみらい局	生活援護課	生活困窮者 自立支援事 業	全県を対象とした生活困窮者自立支援制度 の周知や相談支援員の資質の向上等に取り 組む。 生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村 在住の生活上の困難に直面している者に対 し、地域において自立した生活ができるよう自 立相談支援を実施する。	継続
121	本掲	—	—	—	3	2	⑤	134	福祉子どもみらい局	①青少年セン ター ②青少年課	子ども・若者 総合相談事 業	かながわ子ども・若者総合相談センター(ひき こもり地域支援センター)における電話、来所 相談及び、委託事業者によるSNS相談を実施 する。	変更 (位置づけを ⑥性的マイノ リティ支援⇒ ⑤生活困窮 者等の支援 に変更)
122	本掲	87	—	—	3	2	⑤	129	福祉子どもみらい局	①③共生推 進本部室(D Vライン) ②女性相談 所	女性保護事 業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に 基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活 を営む上で困難な問題を有する女性に対し、 一時保護、自立支援を実施する。	継続
123	本掲	—	—	—	3	2	⑤	130	福祉子どもみらい局	女性相談所	女性電話相 談の実施	日常生活上、様々な問題を抱える女性のため の電話相談業務を実施する。	継続
124	本掲	—	—	—	3	2	⑥	133	福祉子どもみらい局	共生推進本 部室	人権施策推 進事業	性的マイノリティ(LGBT等)を含めた、人権が すべての人に保障される地域社会の実現のため、 性的指向、性自認に関する正しい理解を 促進するとともに、社会全体が多様性を受け 入れる環境づくりを進める。	継続
125	本掲	207	—	—	3	2	⑥	132	①②福祉子どもみらい 局 ③健康医療局	①共生推進 本部室 ②青少年課 ③がん・疾病 対策課	NPO法人との 協働事業の 推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進 を図り、就労に際し正しい情報による適切な支 援を受けられるようにする。また、広く県民等に LGBTに関して普及啓発を行う。	継続
126	本掲	—	—	—	3	2	⑥	135	健康医療局	精神保健福 祉センター	電話相談事 業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こ ころの健康に関する悩みについての相談対応	継続
127	本掲	—	—	—	3	2	⑥	136	教育局	総合教育セ ンター	教育相談事 業	電話、来所、Eメールによる相談への対応	継続
128	—	—	再掲	178	3	2	⑥	137	教育局	行政課	人権教育指 導者養成研 修講座の実 施	人権教育の推進を図るための指導者を養成 する研修を実施	継続
129	—	—	再掲	179	3	2	⑥	138	教育局	総合教育セ ンター	人権教育研 修講座の実 施	人権問題に対する正しい理解を深めるために 校長、副校長、教頭、人権教育担当者等に研 修を実施する。	継続
130	本掲	—	—	—	3	3	①	151	健康医療局	健康増進課	未病対策普 及啓発事業	健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組を 促進するため、未病センターの設置促進やイ ンターネット等による普及啓発等を行う。	継続
131	本掲	—	—	—	3	3	①	143	健康医療局	健康増進課	未病女子対 策推進事業	女性特有の健康課題やその対処についてイ ンターネット特設サイトやSNSを利用した情報 発信や普及啓発イベントの開催、学校や企業 との連携により普及啓発する。	継続
132	本掲	—	—	—	3	3	①	140	健康医療局	健康増進課	生涯を通じた 女性の健康 相談等の充 実	生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図る ため、思春期・更年期等の女性のライフステー ジに応じた健康に関する相談を実施するととも に、不妊・不育に関する相談体制を整備す る。また、健康状態に応じた的確な自己管理 を行うことができるよう健康教育を実施する。	継続

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
133	本掲	—	—	—	3	3	①	141	健康医療局	健康増進課	妊娠・出産等 に対する事 業	・県ホームページにおける「妊娠SOSかなが わ」の運営により、思いがけない妊娠に関する 電話・LINE相談窓口等の情報提供を行う。 ・妊娠・出産の正しい知識の啓発のため、「丘 の上のお医者さん」ホームページによる情報 提供を行う。	継続
134	本掲	—	—	—	3	3	①		健康医療局	健康増進課	母子保健対 策事業	不妊不育相談センターにて男性不妊の専門 相談、ウェブサイト「丘の上のお医者さん」にて 男性の不妊等に関する普及啓発を行う。	継続
135	本掲	—	—	—	3	3	①	142	健康医療局	健康増進課	妊娠・出産に 関する知識 の普及啓発	妊娠・出産に関する知識の普及啓発と、それ らを踏まえたトータルライフプランの構築を 支援するために、各保健福祉事務所におい て、高校、大学や企業などにおける講演会を 開催する。	継続
136	本掲	—	—	—	3	3	①	139	健康医療局	医療課	周産期救急 医療システ ムの充実	ハイリスクの妊婦から新生児までに対応する高 度な救急医療体制を確保するため、県内を6 ブロックに分けて周産期救急医療システムを 整備するとともに、システムに参加する受入病 院の運営費に対して助成する。	継続
137	本掲	—	—	—	3	3	①	144	健康医療局	がん・疾病対 策課	がん(子宮 頸・乳房)予 防の推進	がんを早期発見するために、がん検診の受診 促進などの普及啓発やがん検診従事者の研 修を行う。	継続
138	本掲	—	—	—	3	3	①	152	健康医療局	がん・疾病対 策課	自殺対策事 業	「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な 自殺対策を推進する。	継続
139	本掲	—	—	—	3	3	①	153	健康医療局	精神保健福 祉センター	自殺対策事 業	自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策 の理解を深めてもらうための普及啓発事業や 自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワ ーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺 対策推進センター」の運営、身近な存在として 支えるゲートキーパーの人材養成、多職種に よる包括相談会など、関係機関、団体等と連 携した自殺対策事業を実施する。	継続
140	本掲	—	—	—	3	3	①		健康医療局	がん・疾病対 策課	Twitter広告 事業	Twitterの投稿や検索結果にTwitter広告を表 示し、不安や悩みを抱える方へ、相談窓口の 周知や誘導をするもの。	新規
141	本掲	—	—	—	3	3	①	154	健康医療局	精神保健福 祉センター	電話相談事 業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こ ころの健康に関する悩みについての相談対応	継続
142	本掲	—	—	—	3	3	①	150	スポーツ局	スポーツ課	スポーツ推進 計画に基づく スポーツ推進 の取組み	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に 関する施策に取り組む。	継続
143	本掲	—	—	—	3	3	②	155	健康医療局	医療危機対 策本部室	エイズ対策促 進事業	・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染予防を推 進するため、かながわレッドリボン運動、青少 年エイズ・性感染症の予防講演会、啓発イベ ントなどを実施し、県民のエイズ(性感染症を 含む)に関する正しい理解と行動への普及啓 発を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の歯科診療推進のた め、医療機関の紹介や研修を行い、県内の HIV歯科診療体制の充実を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の診療推進のため、 研修を行い、医療従事者の意識啓発を図る。	継続
144	本掲	—	—	—	3	3	②	156	健康医療局	医療危機対 策本部室	HIV抗体検査 及びエイズに 関する相談 事業	HIV感染の予防及び早期発見や、感染者及 びその家族の社会的・精神的問題を軽減す るため、即日検査事業やカウンセリングを 実施し、HIV・検査相談体制の充実を図る。	継続
145	本掲	—	—	—	3	3	②	157	教育局	総合教育セ ンター	性に関する 指導・エイズ 教育の推進	性に関する指導・エイズ教育について研修し、 教育の指導力の向上を図る。	継続
146	本掲	—	—	—	3	3	③	158	政策局	いのち・未来 戦略本部室	「人生100歳 時代の設計 図」推進事業	人生100歳時代において、子どもから大人まで 生き生きと充実した人生を送ることができるよ う、県が市町村、大学、民間企業、NPO等と 連携し、「学びの場」や「活動の場」の創出に 向け取り組み、コミュニティに参加しやすい 環境づくりを行う。	継続

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
147	本掲	206	—	—	3	3	③	160	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	コミュニティ・カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取り組みを行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	継続
148	本掲	—	—	—	3	3	③	162	教育局	高校教育課	ハイスクール人材バンク事業	学校の教育力の向上を図り、生徒一人ひとりに目の行き届いた教育支援を推進するため、専門的・実践的な知識を有する民間企業経験者や豊富な社会経験を有する地域人材などを活用する。	継続
149	本掲	—	—	—	3	3	③	163	教育局	生涯学習課	県立社会教育施設の取り組み	多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、金沢文庫や生命の星・地球博物館などの県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座を実施するなど、生涯学習を推進する。	継続
150	本掲	—	—	—	3	3	③	164	教育局	県立図書館	「人生100歳時代」を支える県立図書館事業	「人生100歳時代の設計図」における「学び直し」の視点から県立図書館の図書を充実するとともに、講座を開催する。	継続
151	—	—	再掲	36	3	3	③	—	産業労働局	産業人材課	職業人生の長期化・多様化を見据えたキャリア形成支援	職業人生の長期化、多様化を見据えた労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングを推進するとともにジョブ・カードを活用する。あわせて、在職者訓練等を活用して、労働者の職業能力開発のために学ぶ直しを支援する。	新規
152	—	—	再掲	173	3	3	③	165	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	継続
153	—	—	再掲	39	3	3	③	166	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	継続
154	本掲	—	—	—	3	4	①	35	くらし安全防災局	総合防災センター	防災担い手人材の育成	参加者が様々な視点で防災を考えられるよう、多様なテーマや手法を取り入れた防災講座を実施し、防災意識の定着を図る。	変更 (女性防災担い手人材の育成⇒防災担い手人材の育成)
155	本掲	24	—	—	3	4	①	33	くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	消防団加入促進リーフレットの作成及び消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	継続
156	本掲	25	—	—	3	4	①	34	くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	継続
157	本掲	26	—	—	3	4	①	36	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティア支援人材の養成	災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材(女性を含む)を育成する取組みを進める。	継続
158	本掲	—	—	—	3	4	①	—	①福祉子どもみらい局 ②くらし安全防災局	①共生推進本部室 ②危機管理防災課	男女共同参画の視点からの職員向け研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえて、県職員及び市町村職員向けの研修を実施する。	新規
159	本掲	—	—	—	3	4	①	31	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言	県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。	継続
160	本掲	—	—	—	3	4	①	32	くらし安全防災局	危機管理防災課	より良い避難所運営に向けた市町村の取組みを支援	県避難所マニュアル策定指針を参考に、市町村は男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮する。	継続
161	本掲	205	—	—	4	1	①	168	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修・会議	かながわ男女共同参画センター及び各市町村の事業について情報等を共有し、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施することにより、効果的な事業展開や県と市町村並びに市町村相互の連携の強化を図る。	継続

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
162	本掲	52 168	—	—	4	1	①	170	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	男女共同参 画研修用教 材の提供	市町村や企業等において、男女共同参画に ついての理解を深め、男女共同参画に向けた 取組みを進めることに資することを目的とした 研修に使用できる教材を提供する。	継続
163	—	—	再掲	11	4	1	①	171	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	かながわ女 性の活躍 応援支援事 業	女性が活躍する取組に積極的で、神奈川県 にゆかりのある大企業等のトップが参加する 「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍 推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のた め、応援団員自らが参加する全体会議の開催 や、啓発講座への講師派遣、企業等のトップ が自主的に参加できる「かながわ女性の活躍 応援サポーター」への登録等を実施する。	一部新
164	—	—	再掲	203	4	1	①	172	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	地域における 啓発活動の 促進	地域における男女共同参画社会の実現に向 けて市町村やNPO等と連携して、地域の実 情に応じた講座を開催する。	継続
165	本掲	—	—	—	4	1	②	176	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	男女共同参 画に関する 調査研究	男女共同参画社会を推進するための課題解 決に向けた調査研究を行う。	一部新
166	本掲	—	—	—	4	1	②	175	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	男女共同参 画に関する 情報発信	男女共同参画の普及・啓発のため、男女共同 参画に関する様々な情報を収集・発信すると ともに、かながわ男女共同参画センターが実 施する事業のPRなど、ホームページやメール マガジンなど、多様な媒体を使って情報発信 を行う。	一部新
167	本掲	—	—	—	4	1	②	174	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	男女共同参 画に関する 行政資料等 の提供	男女共同参画に関する行政資料等を収集・整 理し、県民の利用に供する。	継続
168	—	—	再掲	162	4	1	②	177	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	男女共同参 画研修用教 材の提供	市町村や企業等において、男女共同参画に ついての理解を深め、男女共同参画に向けた 取組みを進めることに資することを目的とした 研修に使用できる教材を提供する。	継続
169	本掲	22	—	—	4	2	①	179	福祉子どもみらい局	共生推進本 部室	男女共同参 画教育の推 進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むた め、男女共同参画教育参考資料を作成し、政 令市内を除く県内の全小学校に配布する。	継続
170	本掲	—	—	—	4	2	①	184	教育局	生涯学習課	家庭教育の 重要性への 理解を深め るための支 援	子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を 培う「家庭」の教育力の充実のための学習資 料を発行し、男女平等意識などについても中 学生の保護者等に対し必要な情報提供・啓 発を行う。	継続
171	本掲	—	—	—	4	2	①	181	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	若年層向け 普及啓発事 業	男女共同参画社会の実現のため、誰もが性別 に関わらず、自分らしい生き方を選択し、お互 いを認め合う対等な人間関係を築く力を育成 する若年層(中学生)向け意識啓発事業とし て、中学生に身近なテーマ(メディア、人間関 係、進路)を通して、考えるヒントや気づきが得 られる出前講座を実施する。	継続
172	本掲	—	—	—	4	2	①	183	教育局	高校教育課	キャリア教育 の推進 [生徒向け]	生徒の望ましい勤労観・職業観を育てるとと もに、男子向き女子向きといった固定的な考 え方にとらわれず、生徒一人一人が主体的に 進路を選択する能力・態度を身につけ、幅広い 分野に進むことができるようにするとともに、 高い職業意識の育成を図るため、各校ごとの キャリア教育実践プログラムや就業体験などの 体験活動の充実を進めるとともに、かながわ キャリア教育体験発表会の開催などの取組み を通じて、キャリア教育の推進・進路指導の充 実を図る。	継続
173	本掲	21 152	—	—	4	2	①	178	福祉子どもみらい局	共生推進本 部室	大学等にお けるライフ キャリア教育 の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個 性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き 方)を選択できるよう、大学等におけるライフ キャリア教育を支援する。	継続
174	本掲	—	—	—	4	2	②	187	教育局	行政課	県立学校に おけるセク シュアル・ハ ラスメント防 止対策	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの 防止に取り組む。	継続

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
175	本掲	—	—	—	4	2	②	194	教育局	総合教育センター	教育相談の実施	学校・家庭・地域における、いじめや不登校、子育てに伴う保護者の悩みや教育上の課題について、助言や情報の提供、カウンセリング、コンサルテーション、医療相談等を通して、教育的・心理的な支援を実施 「24時間子どもSOSダイヤル」の実施 「体罰に関する相談窓口」及び「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」の設置	継続
176	本掲	—	—	—	4	2	②	188	教育局	行政課	人権教育の推進	人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校・地域等において、より充実した人権教育が推進できるよう人権教育の指導者を養成することを目的とした人権教育指導者養成研修講座を実施し、その中に「女性の人権について」というテーマを設ける。 また、県立学校人権教育校内研修会に対し、講師の派遣などの支援を行う。	継続
177	本掲	—	—	—	4	2	②	189	教育局	行政課	男女共同参画推進教育研修の充実	教職員の意識啓発と男女共同参画教育を実践する上での課題解決を図るため、男女共同参画教育についての研修を行う。	継続
178	本掲	128	—	—	4	2	②	190	教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	継続
179	本掲	129	—	—	4	2	②	191	教育局	総合教育センター	人権教育研修講座の実施	人権問題に対する正しい理解を深めるために校長、副校長、教頭、人権教育担当者等に研修を実施する。	継続
180	本掲	—	—	—	4	2	②	193	教育局	総合教育センター	男女平等教育研修の充実	男女平等教育についての意識の啓発を図り、学校においてその推進に役立てるため、男女平等教育に係る研修講座を実施	一部新
181	本掲	—	—	—	4	2	②	195	教育局	総合教育センター	キャリア教育の推進 [教員向け]	県立学校及び中等教育学校において、固定的な性別役割にとらわれることなく、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育てるキャリア教育プログラムの充実を図るため、キャリア・シチズンシップ教育に係る教員研修を実施	継続
182	本掲	—	—	—	4	3	①	196	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	講座・フォーラム等における託児室の設置促進	子育て期の親が、育児を心配することなく講座・フォーラム等に参加できるよう、託児の設置を促進するため、「県が実施する事業における託児に関する方針」の周知を行うとともに、実施状況等について把握・周知する。	継続
183	本掲	—	—	—	4	3	①	203	福祉子どもみらい局	次世代育成課	幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等	・市町村が実施する保育所・幼稚園・認定こども園への給付費の一部を負担する。 ・病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等の付設スペースで預かるための施設整備や事業に取り組む市町村に対して補助する。 ・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に放課後の居場所を提供するため、放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助する。	継続
184	本掲	—	—	—	4	3	①	197	福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育所等の整備促進	待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援する。	継続
185	本掲	—	—	—	4	3	①	199	福祉子どもみらい局	次世代育成課	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、保育所が行う延長保育、病児保育などの保育サービスの拡充を図る。	継続
186	本掲	—	—	—	4	3	①	202	福祉子どもみらい局	次世代育成課	待機児童対策の推進	・地域型保育事業の卒園時の受け皿を確保するとともに保育の質の向上を図るため、保育所・認定こども園に加え、新たに幼稚園を対象に、連携に要する経費の一部を補助する。 ・待機児童の多くを占める0～1歳児の保育所等への受入れを促進するため、年度途中で定員超過して受け入れるための保育士を年度当初から雇用する保育所等に対し、保育士の雇用経費を補助する。 ・待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備や認定こども園の整備等を支援する市町村に対して補助する。 ・認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修の実施や、睡眠中、食事等の重大事故が発生しやすい場所での巡回指導を行う。	継続

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
187	本掲	—	—	—	4	3	①	207	福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の預かり保育の促進	保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施する私立幼稚園等に対し補助することにより、保護者及び私立幼稚園等の経費負担の軽減を図る。	継続
188	本掲	—	—	—	4	3	①	206	福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の地域開放事業の促進	地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う私立幼稚園等に対し補助する。	継続
189	本掲	—	—	—	4	3	①	204	健康医療局	医療課	院内保育の推進	看護職員等の子育てを支援することにより、看護職員等の就業の継続や再就職の促進を図るため、院内保育事業運営費のうち、保育士等の給与費の一部を補助する。	継続
190	本掲	—	—	—	4	3	①	200	福祉子どもみらい局	次世代育成課	放課後児童対策の充実	保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童等に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施推進する経費を市町村に対して助成する。	継続
191	本掲	—	—	—	4	3	①	201	福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育士をはじめとした子育て支援人材の確保育成	・年3回目の保育士試験として、国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士確保を図る。 ・一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、虐待、乳児保育など各分野のスペシャリスト(保育エキスパート)等を養成し、保育の質の公表と就業継続の支援を図る。	継続
192	本掲	—	—	—	4	3	①	205	産業労働局	雇用労政課	家事支援外国人受入事業	女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応等の観点から、国家戦略特別区域制度を活用して、外国人家事支援人材の試行的受入れを行う。	継続
193	—	—	再掲	202	4	3	①	—	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	ケアラー支援事業	既存の各種支援制度のはざまに陥りがちなケアラー(家族などを介護する人)を支援するため、相談窓口やケアラー支援専門員の設置等を行う。	新規
194	本掲	—	—	—	4	3	②	210	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	老人福祉施設等の整備	人口の高齢化が急速に進行し、在宅での介護が困難な高齢者の増加が見込まれる中、老人福祉施設等を着実に整備するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の民間老人福祉施設等の整備に対し助成する。	継続
195	本掲	—	—	—	4	3	②	212	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域包括支援センター職員に対する研修	地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施する。	継続
196	本掲	—	—	—	4	3	②	208	福祉子どもみらい局	地域福祉課	介護支援専門員の業務の支援	介護保険制度運営の要である現任の介護支援専門員に対して継続的に研修を実施することにより、その資質の向上を図る。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践することのできる主任介護支援専門員を養成する。	継続
197	本掲	—	—	—	4	3	②	209	福祉子どもみらい局	地域福祉課	訪問介護員の養成	介護員養成研修を行う民間事業者等の指定を行い、研修の受講機会を確保することにより、養成に努める。また、研修の指定にあたっては、一定の基準に基づく研修事業者の指定や指定事業者の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指す。	継続
198	本掲	—	—	—	4	3	②	211	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	高齢者虐待防止の取組みの推進	高齢者虐待の相談や事実確認、養護者の支援等の対応に関わる市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所の職員を対象に、より専門的かつ実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施する。	継続
199	本掲	—	—	—	4	3	②	213	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症施策の推進	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実させる。	継続
200	本掲	—	—	—	4	3	②	214	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症高齢者地域対策事業	家庭における介護負担を軽減するため保健福祉事務所では、認知症高齢者やその家族に対して、医師や保健師が専門性を活用した相談や訪問指導を行う。	継続
201	本掲	—	—	—	4	3	②	215	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業交付金の交付	高齢社会の進展に対応して、要支援・要介護状態になることを予防・軽減等するため、地域支援事業として介護予防事業や家族介護支援、日常生活支援のための事業を推進するとともに地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化していく。	継続

No	本掲	再掲先 No	再掲	本掲 No	重点目 標	施策の 基本方 向	主要施 策	4次プ ランに おける 通し番 号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	新規/一部新 /継続/廃止 の別
202	本掲	193	—	—	4	3	②	—	福祉子どもみらい局	高齢福祉課	ケアラー支援 事業	既存の各種支援制度のはざまに陥りがちなケ アラー(家族などを介護する人)を支援するた め、相談窓口やケアラー支援専門員の設置等 を行う。	新規
203	本掲	164	—	—	5	1		217	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	地域における 啓発活動の 促進	地域における男女共同参画社会の実現に向 けて市町村やNPO等と連携して、地域の実 情に応じた講座を開催する。	継続
204	本掲	16	—	—	5	1		218	政策局	NPO協働推 進課	NPO活動へ の支援や情 報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提 供、説明会等を実施する。	継続
205	—	—	再掲	161	5	1		222	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	男女共同参 画施策推進 者研修・会議	かながわ男女共同参画センター及び各市町 村の事業について情報等を共有し、男女共同 参画についての施策能力の向上等を図る研 修を実施することにより、効果的な事業展開や 県と市町村並びに市町村相互の連携の強化 を図る。	継続
206	—	—	再掲	147	5	1		224	政策局	かながわ県民 活動サポート センター	コミュニティ・ カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域 の活性化に向けた取組みを行うボランティア やNPO等の人材の育成等を行うため、県民 の学びの場である「かながわコミュニティカレ ッジ」を開催する。	継続
207	—	—	再掲	125	5	1		220	①②福祉子どもみらい 局 ③健康医療局	①共生推進 本部室 ②青少年課 ③がん・疾病 対策課	NPO法人との 協働事業の 推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進 を図り、就労に際し正しい情報による適切な支 援を受けられるようにする。また、広く県民等に LGBTに関して普及啓発を行う。	継続
208	—	—	再掲	11	5	1		221	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	かながわ女 性の活躍応 援団支援事 業	女性が活躍する取組に積極的で、神奈川県 にゆかりのある大企業等のトップが参加する 「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍 推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のた め、応援団員自らが参加する全体会議の開催 や、啓発講座への講師派遣、企業等のトップ が自主的に参加できる「かながわ女性の活躍 応援サポーター」への登録等を実施する。	一部新
209	—	—	再掲	62	5	1		226	教育局	生涯学習課	家庭教育協 力事業者連 携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目 的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締 結し、保護者である従業員の家庭の教育力向 上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓 発リーフレットを従業員に配布するほか、子ど も職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事 業者名を広報	継続
210	本掲	—	—	—	5	2			福祉子どもみらい局	共生推進本 部室	ジェンダー主 流化の推進	ジェンダーの視点を持って、すべての政策、 施策及び事業を立案・企画するジェンダー主 流化を庁内及び市町村に普及する。	新規
211	本掲	—	—	—	5	2		227	福祉子どもみらい局	共生推進本 部室	ジェンダー統 計の推進	男女の置かれている状況を客観的に把握する ため、各種調査の実施にあたっては可能な限 り男女別データ把握できるよう努めるジェン ダー統計について、庁内及び市町村に普及 する。	一部新
212	本掲	—	—	—	5	2		173	福祉子どもみらい局	共生推進本 部室	男女共同参 画に配慮した 行政刊行物 の作成	行政自らが行う広報や県民に提供する刊行物 等について、人権や男女共同参画の観点から 適切な表現をするように配慮する。	変更 (位置づけを 重点目標4⇒ 重点目標5に 変更)
213	本掲	—	—	—	5	3		228	福祉子どもみらい局	共生推進本 部室	かながわ男 女共同参画 推進プランの 進行管理	年次報告書等によるプラン進捗状況を公表す る。	継続
214	本掲	—	—	—	5	3		229	福祉子どもみらい局	共生推進本 部室	市町村の男 女共同参画 施策「見える 化」	市町村の男女共同参画計画策定状況等につ いて、「見える化」により取組みを促進する。	継続
215	—	—	再掲	51	5	3		230	福祉子どもみらい局	かながわ男女 共同参画セン ター	企業の男女 共同参画の 取組みの促 進(条例届 出)	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300 人以上の事業所からの男女共同参画推進状 況の届出集計を行うことやその集計結果を事 業所へフィードバックを行うことを通じて、企業 の男女共同参画の取組みを促進する。	継続